

令和元年度 第25回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和2年3月18日(水) 午前9時40分から10時30分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- 1 人事委員 委員長 小松 哲也
委員 上田 博久
委員 中本 久美子
- 2 事務局職員 事務局長 川本 晴彦 次長兼任用課長 山添 久
給与課長 川口 豊長 主 幹 尾田 聡子
係長 毎野 卓実 係長 高多 孝典
- 3 傍聴者 1名

四 議 題

- 議案第1号 職員の採用選考について
議案第2号 選考により採用する職に係る承認について(薬剤師)
議案第3号 人事委員会定めの一部改正(職員からの苦情処理の取扱い)
議案第4号 人事委員会定めの一部改正について(単身赴任手当関係)
議案第5号 人事委員会定めの一部改正について(扶養手当等関係)
報告第1号 新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号から5号及び報告第1号は公開、議案第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

選考により採用する職(薬剤師)に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から次のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
薬剤師	4名程度	・職員の欠員による補充

2 採用予定日

令和3年4月1日

3 選定方法

病院局において選考を実施。

(1) 試験内容

専門試験（専門的知識及び思考力、表現力などの能力についての論文試験）、面接試験（個別面接による人物、専門的知識についての口述試験）

(2) 受験資格

ア 年齢

昭和36年4月2日以降に生まれた者

イ 資格・免許

薬剤師法第2条に規定する薬剤師免許を有する者

(※) れいわ3年4月30日までに同免許を取得する見込みの者を含む。

(3) 試験実施スケジュール（予定）

4月14日（火） 募集開始

5月22日（金） 募集締切

6月6日（土） 試験日

6月22日（月） 合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第3号

人事委員会定めの一部改正（職員からの苦情処理の取扱い）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり定めの一部を改正しようとするもの。

1 改正する定めの名称

職員からの苦情処理の取扱い(平成17年3月28日付第200400029446号鳥取県人事委員会委員長通知)

2 改正の概要

苦情相談の対応について一部見直す。その他、軽微な修正を行う。

3 改正の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
職員からの苦情処理の取扱い	職員からの苦情処理の取扱い
1～3 略	1～3 略
4 苦情申出等の方法	4 苦情申出等の方法
(1) 苦情申出等の方法	(1) 苦情申出等の方法
苦情申出等の方法は次のとおりとする。	苦情申出等の方法は次のとおりとする。
ア 面談	ア 面談
面談を希望する場合は、あらかじめ下記	面談を希望する場合は、あらかじめ下記

<p>この電話で日時等を確認すること。</p> <p>イ 電話 0857-26-7551 (窓口)</p> <p>ウ 文書 郵送による場合は、あて先を次のとおりとして「親展」とすること。 あて先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県人事委員会事務局 職員苦情相談員 あて</p> <p>エ 電子メール 苦情相談専用アドレス 庁内LAN： 部署別宛先の人事委員会の中から「職員 相談」を選択する。</p> <p>インターネット： shokainsoudan@pref.tottori.lg.jp</p> <p>(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 (削除)</p> <p>附 則 (平成 17 年 3 月 28 日第 200400029446 号) この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 3 月 31 日第 201500195104 号) この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和 2 年 3 月 18 日第 201900329657 号)</u> <u>この改正は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。</u></p>	<p>この電話で日時等を確認すること。</p> <p>イ 電話 0857-26-7550 (事務局長) 0857-26-7551 (次長兼任用課長) 0857-26-7554 (給与課長)</p> <p>ウ 文書 郵送による場合は、あて先を次のとおりとして「親展」とすること。 あて先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県人事委員会事務局 職員苦情相談員 あて</p> <p>エ 電子メール 苦情相談専用アドレス 庁内LAN： 部署別宛先から次を選択する。 人事委員会 → 人事委員会事務局 → 職員 相談</p> <p>インターネット： shokainsoudan@pref.tottori.jp</p> <p>(2) 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>公務能率評価結果に関する苦情相談廃止に伴う取扱い</u> <u>職員からの苦情処理の対象とはならない企業職員、現業職員については、平成 16 年度に行われた「公務能率評価結果」及び「勤勉手当支給」に関する事項に限り、職員からの苦情処理に準じて苦情相談を処理する。</u></p> <p>附 則 (平成 17 年 3 月 28 日第 200400029446 号) この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 3 月 31 日第 201500195104 号) この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>
--	---

4 施行日（適用日）
議決日

◇議案第4号

人事委員会定め（単身赴任手当関係）の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

異動に伴い居住地制限を受けて転居し、単身赴任となった警察官については、他の職員との権衡を考慮して単身赴任手当を支給する必要がある職員（以下「権衡職員」という。）として当委員会が承認し、手当を支給している。

警察本部では、居住地制限の内容を緩和する新たな制度の試行運用を平成31年2月1日から行ってきたところ。

このたび、警察本部から、令和2年2月19日から試行運用から正式運用に改めたことに伴い、当委員会の現行承認内容について別添のとおり改正依頼があったため、次のとおり改正を行おうとするもの。

1 改正する定め of 名称

在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと人事委員会が認めるもの等について（平成2年4月10日付発鳥人委第6号鳥取県人事委員会委員長通知）

2 改正の概要

定め of 文中、警察官の居住地制限に係る根拠規定を改正。

【警察官の居住地制限の根拠規定】

現 行：鳥取県警察職員の服務に関する訓令等で定める居住の範囲及び私用旅行の手続き緩和の試行運用について（平成31年1月11日付鳥務発第26号鳥取県警察本部長一般通達）第1項第3号ただし書き

改 正 後：鳥取県警察職員の服務に関する訓令（昭和49年3月鳥取県警察本部訓令第1号）第33条第1項ただし書き

3 施行日等

施行日：議決日

適用日：令和2年2月19日（訓令の施行日）

【質疑等】

委 員：このたび改正する定め of 本文で、改正前は居住地としてあるものを、改正後は居住地域と改めた理由は何か。

事務局：根拠である警察の訓令の条文の記載が居住地域とされており、それに合わせたもの。

委 員：通達と訓令で書きぶりが違っているということか。

事務局：そのとおり。

委 員：意味合いは同じということによいか。

事務局：内容については同じである。

委 員：承知した。

◇議案第5号

人事委員会定め（扶養手当等関係）の一部改正について、川口給与課長が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

次のとおり定めの一部を改正する。

1 改正する定め名称

- ① 職員の給与の支給に関する規則の解釈及び運用方針（昭和30年6月3日付発人委第51号）
- ② 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針（昭和44年2月1日発鳥人委第10号）
- ③ 住居手当の運用について（昭和49年12月26日発鳥人委第162号）
- ④ 単身赴任手当の運用について（平成2年3月14日発鳥人委第149号）

2 概要

- ・職員が扶養手当の支給を受けるためには、届出が必要とされ、届出は、事実の生じた日から15日以内に行うこととされている（国に準拠）。
- ・国が、「災害その他職員の責めに帰することができない事由により届出を行うことができないと認められる期間」についてはこの15日の期間に含まれないものとする取扱いを定めた（従来、西日本豪雨等の大規模災害の度に特例として通知を发出していたが、一般ルールとしたもの）。
- ・本県においても、国と同様の規定を定めるもの。
- ・住居手当、通勤手当、単身赴任手当の届出の扱いについても、扶養手当の例によることとする。

【手当支給の原則（支給の開始時期）】

- ・事実が生じた日（月の初日であるときは、当該月）の属する月の翌月から支給
- ・届出が事実の生じた日から15日を経過した後にされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。

（例）扶養手当の場合

子の出生	4月1日	届出	4月16日	支給開始	4月から支給
		届出	4月27日	支給開始	5月から支給

3 施行日

議決日

【質疑等】

委員：西日本豪雨等の大規模災害の際に特例として出していた内容を一般ルールとするという説明だったが、一般ルール化するにあたり、規模的なものについての解釈はないのか。規模の大きさに関する縛りはあるのか。災害といっても、局地的なものとかいろいろあると思う。

事務局：規模の大小よりも、本人が被災して、例えば出勤できないなどの状況にあって、届出ができなかったかどうかということだと思う。いくら大きな災害でも、本人に被害が及ばなければ、それは関係ないということになる。

委員：理解した。

委員：小規模な土砂崩れであっても、その下に住んでおられて、被災した場合は、例外の対象になるということでしょうか。

事務局：そのとおり。局地的なものであっても、職員が被災した場合は、届出を行うことができないと認められる事由に該当するということ。

委員：「届出を行うことができない場合」という規定に基づいて、個々の事例に基づいて判断されるということでしょうか。

事務局：事実上、出勤ができたかどうかということで判断するものと思う。

委員：被災したという判断は誰が行うのか。

事務局：任命権者が行う。「災害その他」とあるので、「その他」がどういう場合なのかは微妙なところがあり解釈の余地があるので、こういう場合はどうかというようなときには、人事委員会の判断を求められることになると思う。

委員：通知に「15日」という文言が追加されるのは、もともとなかったからということか。どういう運用をしていたのか。通勤手当、住居手当、単身赴任手当では、15日は全く関係なく受理していたのか。

事務局：もともと、15日というのは、扶養手当と同じようにそれぞれの規則で定めてあって、今も15日以内に届出が必要という運用をしている。特例を扶養手当で設けるので、その特例と同じように各種手当についても適用するという事。

◇報告第1号

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について、事務局が説明した。

【説明】

1 勤務時間関係

3月2日から春休み開始まで学校を臨時休業とする政府の方針等を踏まえ、人事院が国家公務員の特別休暇（常勤、非常勤を問わず有給で特別休暇を認める）の扱いを定めたことから、本県においても同様の措置とすることとし、令和2年3月2日付で各任命権者に通知した。

【特別休暇を認める場合】

次の場合は、特別休暇の対象とする（臨時的任用職員、非常勤職員（任命権者が決定）を含む。）。

- ①新型コロナウイルス感染症を検疫法第34条の感染症の種類として指定する等の政令（令和2年政令第28号）第3条において準用する検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合
- ②職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ③新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間
---	--------------

※総務省は、地方公共団体においても国と同様に対応するよう求めている。

2 給与関係

新型コロナウイルス感染症が県内発生した場合に、感染の危険性が高い業務に動員される職員に防疫等業務手当を支給するため、新型コロナウイルス感染症を防疫等業務手当の対象となる感染症とすることとし、令和2年2月21日付で各任命権者に通知した。

【新型コロナウイルス感染症を特殊勤務手当の対象とする理由】

新型コロナウイルス感染症は指定感染症として、感染症予防法に基づく就業制限、入院の対象となるなど、二類感染症に相当する措置がとられているため。

○職員の特種勤務手当に関する条例

（防疫等業務手当）

第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114

号。以下「感染症予防法」という。)第6条第2項(一類感染症)、第3項(二類感染症)及び第9項(新感染症)に定める感染症並びに人事委員会がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。
→ 対象業務に従事した場合、日額300円が支給されることとなる。

【質疑等】

委員：総務省は、地方公共団体においても国と同様に対応するように求めているとあるが、どのくらいの強制力があるのか。3月2日から一斉休校を実施しているが、やっていない地方公共団体もある。

事務局：総務省の通知の記載内容にあるように、今回の要請は地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的助言)に基づくものとされている。以前は国が通達で事細かに決めるといった時代があったが、2000年頃にあった地方分権で地方の自主性を重んじていこうということになり、その後はこうした技術的助言ということで、制度上、強制力はないという整理となっている。基本的には、助言を尊重して対応されているところが大多数であるが、ペナルティがあるかないかと言われたら、ないということになる。

委員：何かあった時に、あなたのところは協力しなかったですね、というようなこともあるのではと思う。

事務局：今回の件は、そう判断が分かれるというものでもない。もともと公務員は、国家公務員に準じて地方公務員も考えていくということになっている。仮にこういうことがなくても、人事院が国家公務員に対してこういう措置を講じたということになれば、鳥取県職員はどうするかというのは、人事委員会なり、任命権者が判断して決めるということになると思う。一斉休校の前は、例えば子どもをみないといけない場合は、在宅勤務、いわゆるテレワークで対応するのが基本で、それが無理なら有給休暇を取得するというような方針だった。それが、今回、国の対応が出たので、有給休暇とは別の特別休暇を認めるという扱いとなった。今のいろいろな事情があって、子どもをみないといけないという場合には、休暇もやむを得ないということで、今の状況になっている。当然、それぞれの自治体に考え方はあるので、中には無給の義務免にするという対応の自治体もあったりするが、それは少数という状況である。

委員：今回のような話は当たり前のことで、新型コロナウイルスへの対応がバラバラということはおかしな話だと思っている。場合によっては人が亡くなるという話なので、反対もあるかもしれないけれども、一致した対応が必要でないかという意味で申し上げた。

委員：国の急な要請への対応というのは、各自治体もいろいろ検証されていると思うし、未知のものに対することなので、国、県、市町村とも検討しながら対応を進めていくということなのだと思う。不測の事態に対応できるように給与面でも対応が必要だということに理解している。

事務局：正直、こんなときに公務員が仕事をしないでどうするのか、という意見もある。まさに、こういうときのために公務員は仕事をしているのだろう、ということもある。部署によっては、例えば、福祉保健部の職員にあっては、子どもがいるので休みますと言える人がどれだけいるのかというと、なかなかそう簡単な話ではない。例えば、現場の保健師が、休みますとは事実上ならない部分がある。こうした制度があった上でなおかつそれぞれの職責というものを一人一人が考えて、組織の中で仕事を回しているという実態だと思う。多くの職員がこの特別休暇で休んでいるかということとそうでもないようである。

委員：もっとやっていただきたいと思って申し上げた。

委員：こういうときだから仕事が増えて、出勤しないといけないということもあるだろう。今の状況乗り越えないといけないので、頑張ってもらいたい。

委員：検疫法の停留の対象となった場合とは、どういう場合なのか。

事務局：職員が海外に渡航していて帰国した際、空港などの検疫所で熱があるのでこちらに来てくださいということで、指定の場所で待機をさせられるのが停留ということ。

委員：停留はどこに停留するのか。公の機関になるのか。

事務局：公の機関であったり、税関が指定した場所になる。

六 次回人事委員会の開催

令和2年3月26日（木）午後3時から開催することとした。